

閲覧用

香川県営林整備事業設計積算基準

香川県環境森林部森林・林業政策課

令和8年7月1日

第 1 設計書の作成

1 設計書の作成

香川県が発注する県営林整備事業の設計書の次の事項については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け林野庁長官通知 12 林野計第 138 号）に準じて作成する。

- (1) 設計書の構成
- (2) 積算書の内容
- (3) 事業費の積算基準
- (4) 積算書の構成及び様式
- (5) 設計図の作成等
- (6) 設計数量及び単位等

2 機械経費の積算

機械経費の積算については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け林野庁長官通知 11 林野計第 134 号）を準用する。

第 2 歩掛

1 標準歩掛の適用

香川県が発注する県営林整備事業の実施に直接必要な労務費等は、造林、保育及び間伐事業標準工程表（平成 23 年 2 年 3 月 18 日付け 22 林整計第 350 号林野庁森林整備部計画課長通知）に基づき各施業の特性を踏まえた算出方法により積算する。この標準工程表により難しい場合、又はこの標準工程表に掲載されていない作業については、2 独自歩掛を適用するほか、森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け林野庁長官通知 11 林野計第 133 号）及び治山事業保安林整備等歩掛（平成 21 年 4 月 1 日付け香川県環境森林部みどり整備課）を準用する。

2 独自歩掛の適用

- (1) 造材（林業機械：プロセッサ）

運転経費 (10m3 当たり)

名称	単位	数量		摘要
		0.28 m ³ 級	0.45 m ³ 級	
運転手（特殊）	人	0.43	0.30	
機械損料	h	2.5	1.7	
燃料費	ℓ	17.0	17.5	軽油

機械損料 (運転 1 時間当たり)

名称	単位	0.28 m ³ 級	0.45 m ³ 級	摘要
プロセッサ	円/h	2,420	3,780	

- (2) 集材

名称	単位	数量	摘要
諸雑費（フォワーダ）	%	77	集材に必要な機械器具の損料および燃料の費用であり、労務費の合計額に左記の率を乗じた金額を上限として計上する。 架線：主索を用いて行う架線集材（スイングヤード集材を除く。）を指す。
諸雑費（スイングヤード）	%	80	
諸雑費（架線）	%	80	

(3) 積込（グラブブル 0.28m³ 級）

トラック積込

(1m³ 当たり)

名称	単位	数量	摘要
グラブブル運転	h	0.15	1 時間当たり積込量 6.75m ³

運転経費

(1 時間当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手（特殊）	人	0.16	
機械損料	h	1.0	
燃料費	ℓ	7.18	軽油

機械損料

(運転 1 時間当たり)

名称	単位	0.28 m ³ 級	摘要
グラブブル	円/h	2,550	

(4) 小規模土工（バックホウ掘削 クローラ型山積 0.13m³ 級（平積 0.1m³）排ガス第 2 次基準）

バックホウ掘削

(10m³ 当たり)

名称	単位	数量	摘要
バックホウ運転	日	0.67	10/D、D=15m ³ /日

運転経費

(1 日当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手（特殊）	人	1.0	
機械損料	日	1.39	
燃料費	ℓ	22.0	軽油

(造林、保育及び間伐事業標準工程表)

第2 標準工程

1 (参考工程表) 地拵え

(1) 適用範囲 本標準工程は、植栽予定地において、草刈機等を用いて実施する全刈りの地拵え作業に適用する。

(2) 標準工程表

① 地拵え(草刈機)

(ha 当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	6.7	
普通作業員	〃	6.7	
諸 雑 費	%	2	

備考1 本表は、草地及びササ地において草刈機で地拵えをする工程に適用する。なお、片付けを含む。

2 諸雑費は、草刈機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイル(2サイクルエンジンの混合油用))、替刃、目立用ヤスリ等の経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

② 地拵え(草刈機・チェーンソー併用)

(ha 当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	11.7	
普通作業員	〃	11.7	
諸 雑 費	%	4	

備考1 本表は、灌木地において草刈機及びチェーンソーを併用して地拵えをする工程に適用する。なお、片付けを含む。

2 諸雑費は、草刈機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイル(2サイクルエンジンの混合油用))、替刃、目立用ヤスリ等の経費及びチェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

- (3) 現地条件による補正 地拵えの標準工程に対する補正は、作業地内の占有植生に応じ次表により行う。

① 地拵え（草刈機）

区分	草丈	密度	補正率 (%)
草地	0.5m以下	—	-12
	0.5m超	—	-5
ササ地	1 m以下	疎	-17
		密	+12
	1 m超	疎	+14
		密	+20

② 地拵え（草刈機・チェーンソー併用）

区分	草丈等	密度	補正率 (%)
草地	0.5m以下	—	-29
	0.5mを超え 1.5m以下	—	-17
	1.5m超	—	-3
灌木地	低木	疎	-23
		密	+19
	中高木		+58
ササ地	1 m以下	疎	-51
		密	-2
	1 m超	疎	+11
		密	+25

備考 草地、ササ地は、チェーンソーを用いて残材整理等を行う場合に適用する。

2 (参考工程表) 植穴掘付、植付

(1) 適用範囲

本標準工程は、地拵えされた植栽対象地において、苗木を植え付ける作業に適用する。

(2) 標準工程表

① 裸苗

(100 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	0.12	
普通作業員	人	0.29	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木（長さ 60cm 未満）を植え付ける工程に適用する。

2 「裸苗」とは、苗畑で露地栽培される苗木をいう。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

4 苗木の運搬は、別途考慮する。

② コンテナ苗

(100 本当たり)

名 称	単位	数量		摘 要
		苗長 60cm 未満	苗長 60cm 以上	
特殊作業員	人	0.11	0.15	
普通作業員	人	0.25	0.34	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用する。

2 「コンテナ苗」とは、根巻きを防止できる容器を使用し生産された、根鉢付き苗木をいう。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

4 苗木の運搬は、別途考慮する。

3 （参考工程表）一貫作業システム

（1）適用範囲

車両系林業機械を用いた伐出作業と同時に行う地拵え作業等に適用する。

（2）標準工程表

① 機械地拵え

（1 ha 当たり）

名 称	単位	数量	適 要
グラップル運転(0.45 m ³)	h	28.5	

備考1 本表は、車両系林業機械による全木集材（皆伐）の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

2 グラップル運転の経費は、運転手（特殊）の人件費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

② コンテナ苗植栽

コンテナ苗植栽の歩掛に準じる。

③ コンテナ苗運搬

（1000 本当たり）

名称	単位	運搬距離			
		200m 未満	200m～400m	400m～600m	600m～800m
フォワーダ運転(3-4t)	日	0.02	0.03	0.05	0.06
普通作業員	人	0.04			

備考1 本表は、フォワーダによるコンテナ運搬を行う場合に適用する。

2 フォワーダ運転の経費は、運転手（特殊）の人件費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

4 下刈り（全刈り・筋刈り）

（1）適用範囲

本標準工程は、人工林において草刈機と鎌の併用により実施する全刈り及び筋刈り（1回刈り及び2回刈り）の下刈り作業に適用する。

（2）標準工程表

（ha 当たり）

名 称	単位	数量		摘 要
		全刈り	筋刈り	
特殊作業員	人	6.1	2.0	
普通作業員	〃	0.7	0.2	
諸 雑 費	%	2	2	

備考1 諸雑費は、草刈機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイル（2サイクルエンジンの混合油用））、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

（3）回数による補正

本標準工程は、年1回下刈（全刈り・筋刈り）を行う場合を標準としたものであり、年2回下刈（全刈り・筋刈り）を実施する場合は、次表により補正を行う。

区分		補正係数（%）
年1回下刈りを行う場合		100
年2回下刈りを実施する場合	1回目	100
	2回目	86

5 枝打ち

(1) 適用範囲

本標準工程は、人工林において、鎌、ノコギリ又はチェーンソーを用いて実施する枝打ち作業に適用する。

(2) 標準工程表

① 枝打ち（人力）

(100 本当たり)

名 称	単位	数量			摘 要
		1～2m	2～3m	3～4m	
特殊作業員	人	0.21	0.25	0.28	
普通作業員	〃	0.21	0.25	0.28	

備考1 本表は、鎌、ノコギリを用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打高の範囲に対する工程であるので、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

② 枝打ち（チェーンソー）

(100 本当たり)

名 称	単位	数量			摘 要
		1～2m	2～3m	3～4m	
特殊作業員	人	0.18	0.22	0.26	
普通作業員	〃	0.18	0.22	0.26	
諸 雑 費	%	6			

備考1 本表は、チェーンソーを用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打高の範囲に対する工程であるので、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途考慮することができる。

6 除伐

(1) 適用範囲

本標準工程は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林において、草刈機、その他の人力作業により実施する除伐作業に適用する。

(2) 標準工程表

(ha 当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	6.3	
普通作業員	〃	0.7	
諸 雑 費	%	2	

備考 諸雑費は、草刈機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイル（2サイクルエンジンの混合油用））、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

7 保育間伐

(1) 適用範囲

本標準工程は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林において、チェーンソー、その他の人力作業により実施する保育間伐に適用する。

なお、森林状況及び事業の目的に合わせて、作業内容を選定する。

(2) 標準工程表

① 選 木

(100 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	〃	0.16	
諸雑費率	%	4	

備考1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。

なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程である。

3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 伐倒等

(100 本当たり)

名称	単位	平均胸高直径			摘要
		16 cm未満	16 cm以上 22 cm未満	22 cm以上	
特殊作業員	人	0.61	0.83	1.02	—
普通作業員	〃	0.61	0.83	1.02	—
諸経費率	%	6			

備考1 本表は、伐採木を地面に引き落とすまでの作業、伐採木の移動を抑える程度までの枝払、及び片付等の作業を含む。また、かかり木処理（林業機械使用の場合を除く。）、つる切を含む。

2 樹種がヒノキの場合は、特殊作業員、普通作業員の工程として次の値を用いることができる。

16cm 未満 0.70 人工/100 本 16cm 以上 22cm 未満 0.89 人工/100 本
22cm 以上 1.03 人工/100 本

3 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチ・木回し（フェリングレバー）の損料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8 間 伐

(1) 適用範囲

この工程表は、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林の間伐を実施する場合に適用する。

(2) 標準工程表

① 選 木

(100 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	〃	0.16	
諸雑費率	%	4	

備考1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。

なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ 0.07 人とする。

3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 伐 倒

(100 本当たり)

間伐方法	名称	単位	平均胸高直径			摘要
			22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
一般的な 間伐	特殊作業員	人	0.74	0.82	0.97	
	普通作業員	〃	0.74	0.82	0.97	
列状間伐	特殊作業員	〃	0.51	0.62	0.85	
	普通作業員	〃	0.51	0.62	0.85	
諸雑費率		%	6			

備考1 本表は、立木を伐採し伐採木を地面に引き落とすまでの作業を含む。また、かかり木処理（林業機械使用の場合を除く。）、つる切を含む。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯用手動ウインチ・木回し（フェリングレバー）の損料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、当該費用を別途積み上げ等により計上する場合は上表の率は使用しない。

3 本表における「一般的な間伐」とは、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の方法をさす。また、「列状間伐」とは、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する間伐の方法をさす。

③ 造 材

(10 m³当たり)

名 称	単位	平均胸高直径					摘要
		10cm 未満	10cm 以上 16cm 未満	16cm 以上 22cm 未満	22cm 以上 28cm 未満	28cm 以上	
特殊作業員	人	0.83	0.78	0.63	0.52	0.49	
普通作業員	人	0.83	0.78	0.63	0.52	0.49	
諸雑費率	%	4					

備考1 本表は、チェーンソーを用いて伐倒木を市場等に出荷するため枝払いし、丸太等に採材、玉切る工程に適用する。

2 本表は、スギの工程であり、ヒノキの場合には+0.03 人、カラマツの場合には-0.03 人、特殊作業員及び普通作業員の数値をそれぞれ補正する。

3 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する（当該費用を別途積み上げ等により計上する場合は上表の率は使用しない）。

4 チェーンソー以外の機械により造材を行う場合の機械損料及び燃料費等は、上表の率を使用せず別途積み上げ等により計上する。

④ 機械造材（プロセッサ）

(10 m³当たり)

名 称	規格	単位	数量	適 要
プロセッサ運転	ベースマシン 0.45 m ³	h	1.7	標準
	ベースマシン 0.28 m ³	h	2.5	

備考1 本表は、プロセッサまたはハーベスタを用いておこなう造材（枝払い・玉切り）の作業に適用する。

2 ベースマシン 0.28 m³は、当該作業地または当該作業地に至るまでの道路幅員、林地傾斜等によりベースマシン 0.45 m³が適用しがたい場合に適用する。

3 プロセッサ運転の経費は、運転手（特殊）の person 費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

⑤ 集 材（グラップル）

(10 m³当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
直取り	グラップル運転	h	2.3	
ウインチ併用	グラップル運転	h	2.6	
	普通作業員	人	0.14	

備考1 本表は、グラップルを用いて、作業道周辺の集材（木寄せ）をおこなう作業（かかり木処理を含む。）に適用する。

2 直取りとは、作業道からグラップルで掴める範囲の伐倒木を木寄せする作業である。ウインチ併用とは、直取りの作業とともに、グラップルでは届かない範囲の伐倒木を付属の単胴ウインチで曳きする作業である。

3 グラップル運転の経費は、運転手（特殊）の person 費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

4 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、工程に、直取りの場合 0.70、ウインチ併用の場合 0.79 を乗ずる。

⑥ 集材（スイングヤーダ）

(10 m³当たり)

名称	単位	数量	摘要
スイングヤーダ運転	h	2.8	
普通作業員	人	0.39	

備考1 本表は、スイングヤーダを用いて、簡易な索張りにより作業道周辺の集材（木寄せ）をおこなう作業（かかり木処理を含む。）に適用する。

2 スイングヤーダ運転の経費は、運転手（特殊）の人件費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

⑦ 集材（フォワーダ）

(10 m³当たり)

名称	単位	集材距離					摘要
		200m未満	200m以上 400m未満	400m以上 600m未満	600m以上 800m未満	800m以上 1000m未満	
フォワーダ運転 (3t 以上 5t 未満)	日	0.15	0.19	0.23	0.26	0.30	
フォワーダ運転 (5t 以上 7t 未満)	〃	0.13	0.16	0.19	0.22	0.25	

備考1 本表は、フォワーダを用いて、作業道を走行して運搬、積卸を行う作業に適用する。

2 フォワーダ運転の経費は、運転手（特殊）の人件費、機械損料、燃料費等を積上げにより計上する。

3 積卸作業は、フォワーダに付属したグラップル装置を用いることを基本とする。

4 集材距離は、作業道上の積込み地点から荷卸しする土場までの平均距離（作業道延長）とする。

5 集材距離が1000m以上の場合は、次の算定式で工程を求める。

なお、算定式で求めた値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

フォワーダ運転(3t 以上 5t 未満) $0.137 + 0.00018 L$

フォワーダ運転(5t 以上 7t 未満) $0.112 + 0.00015 L$

L : (集材距離/200) (小数点以下切捨て整数止め) $\times 200 + 100$

6 現地の条件等により本表により難しい場合は、別途計上する。

⑧ 集材（架線）

(10 m³当たり)

平均 胸高直径	名称	単位	集材距離					
			200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	800m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上
10cm 未満	運転手（特殊）	人	0.67	0.72	0.78	0.83	0.88	0.95
	普通作業員	人	2.01	2.18	2.33	2.50	2.66	2.85
10cm 以上 16cm 未満	運転手（特殊）	人	0.58	0.63	0.68	0.74	0.79	0.86
	普通作業員	人	1.73	1.90	2.06	2.22	2.38	2.58
16cm 以上 22cm 未満	運転手（特殊）	人	0.46	0.51	0.56	0.62	0.67	0.74
	普通作業員	人	1.37	1.54	1.70	1.86	2.02	2.22
22cm 以上 28cm 未満	運転手（特殊）	人	0.36	0.41	0.47	0.52	0.57	0.64
	普通作業員	人	1.08	1.25	1.40	1.57	1.73	1.93
28cm 以上	運転手（特殊）	人	0.30	0.35	0.40	0.46	0.51	0.58
	普通作業員	人	0.89	1.05	1.21	1.37	1.53	1.73

備考1 本表は、主索を用いて行う架線集材（スイングヤード集材を除く。）の工程及び集材地点までの人力木寄等の工程に適用する。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐採木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれー20%補正する。

3 集材に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械や作業実態等を考慮し別途計上する。

4 集材距離は、作業地の中心地点からトラックへの積み込み地点又は山元土場までの距離とする。

9 衛生伐（くん蒸）

（1）適用範囲

本工程は、松くい虫防除のために、被害木を伐採し、丸太・枝条を集積して、くん蒸による薬剤処理を行う作業に適用する。

（2）標準工程表

くん蒸

（材積1 m³当たり）

名 称	単位	数量		摘 要
		海岸	山地	
特殊作業員	人	0.47	0.38	
普通作業員	〃	0.47	0.38	
諸雑費率	%	5	5	
材料費	式	1	1	

備考1 本表は、対象木を伐採し、細断した丸太・枝条等を集積して、シートで包んで薬剤によりくん蒸を行う作業に適用する。

2 本表の材積は、くん蒸を行う丸太・枝条等の総材積とする。

3 本表には、シートの除去は含まれていないので、必要な場合は、軽作業員0.08人を加算する。

4 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

5 材料費は、薬剤、シート等の費用である。

6 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途検討することができる。

10 獣害対策

(1) 適用範囲

本標準工程は、林地に対する獣害を防止するために、獣害防護柵、食害保護資材、剥皮保護資材の設置、忌避剤の散布等を行う作業に適用する。

(2) 標準工程表

① 獣害防護柵設置

(100m当たり)

名 称	単位	数量		摘 要
		後付型	一体型	
普通作業員	人	3.58	2.97	

備考1 本表は、次表の仕様の防護柵(金属柵を除く)に適用する。

区 分	仕 様
地上高	1.8m以上
網目の大きさ	10 cm以下
潜り込み防止	スカートネットあり

2 潜り込み防止のスカートネットは、次のタイプに区分する。

後付型：スカートネットをネットに垂らして後付けするタイプ

一体型：スカートネットをネットと一体となった形で設置するタイプ

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

② 食害保護資材設置

(100 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
普通作業員	人	1.17	

備考1 本表は、食害保護資材（ネット・チューブ）を設置する工程に適用する。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

③ 剥皮保護資材設置

(100 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
普通作業員	人	1.03	

備考1 本表は、剥皮保護資材（ネット）を設置する工程に適用する。

2 ベルト取付、枝条巻付、テープ巻については、別途計上する。

3 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

④ 忌避剤散布

(1,000 本当たり)

名 称	単位	数量	摘 要
普通作業員	人	0.82	

備考1 本表は、忌避剤を散布する工程に適用する。

2 作業地の条件等から本標準工程を適用できない場合には、工程調査の実績を参照することにより別途考慮することができる。

11 （参考工程表） 荒廃竹林整備

（1）適用範囲

本工程は、周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備において、竹林整備のために竹を伐採する作業及び林地に侵入した竹を除伐する作業（侵入竹除伐という）に適用する。

（2）標準工程表

① 竹林整備（全伐）

（100 本当たり）

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

備考1 本表は、荒廃竹林において、竹をすべて伐倒して片付ける作業に適用する。

2 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途考慮することができる。

② 侵入竹除伐

（100 本当たり）

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

備考1 本表は、荒廃竹林の周辺の林地において、侵入した竹を伐倒して片付ける作業に適用する。

2 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 作業地の条件から本工程が適用でない場合は、別途考慮することができる。